(5)　エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。
(6)　休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。
2　エネルギー消費設備等に関する事項
2－1　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
(1)～(8)　［略］
2－2　工場等（2－1に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
(1)～(6)　［略］
Ⅱ　［略］
別表第1(A)　基準空気比（Ⅰ　Ⅰ－2　2－1(2)①イ．及びⅠ　Ⅰ－2　2－2(1)①イ．関係）
(1)　［略］
(2)　工業炉に関する基準空気比（Ⅰ　Ⅰ－2　2－2(1)①イ．関係）
［略］
別表第1(B)　［略］
別表第2(A)　基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率（Ⅰ　Ⅰ－2　2－1(2)④ア．及びⅠ　Ⅰ－2　2－2(3)①イ．関係）
(1)　［略］
(2)　工業炉に関する基準廃熱回収率（Ⅰ　Ⅰ－2　2－2(3)①イ．関係）
［略］
別表第2(B)　［略］
別表第2の2　基準発電効率（Ⅰ　Ⅰ－2　2－2（4－1）④イ．関係）

発　電　方　式	基準発電効率（単位：％）
［略］	［略］
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	［略］
［略］	［略］

（備考）
1・2　［略］
3　この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
(1)・(2)　［略］
別表第3(A)　基準炉壁外面温度（Ⅰ　Ⅰ－2　2－2（5－1）①イ．関係）
［略］
別表第3(B)　［略］
別表第4　力率を向上すべき設備（Ⅰ　Ⅰ－2　2－2（5－2）①ウ．、Ⅱ　1　1－1(9)②及びⅡ　1　1－2(5)④関係）
［略］

1　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
(1)～(8)　［略］
2　工場等（1に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
(1)～(6)　［略］
Ⅱ　［略］
別表第1(A)　基準空気比（Ⅰ　1(2)①イ．及びⅠ　2(1)①イ．関係）
(1)　［略］
(2)　工業炉に関する基準空気比（Ⅰ　2(1)①イ．関係）
［略］
別表第1(B)　［略］
別表第2(A)　基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率（Ⅰ　1(2)④ア．及びⅠ　2(3)①イ．関係）
(1)　［略］
(2)　工業炉に関する基準廃熱回収率（Ⅰ　2(3)①イ．関係）
［略］
別表第2(B)　［略］
別表第2の2　基準発電効率　（Ⅰ　2（4－1）④イ．関係）

発　電　方　式	基準発電効率（単位：％）
［略］	［略］
ガスによる火力発電	［略］
［略］	［略］

（備考）
1・2　［略］
3　この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満のガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
(1)・(2)　［略］
別表第3(A)　基準炉壁外面温度（Ⅰ　2（5－1）①イ．関係）
［略］
別表第3(B)　［略］
別表第4　力率を向上すべき設備（Ⅰ　2（5－2）①ウ．、Ⅱ　1　1－1(9)②及びⅡ　1　1－2(5)④関係）
［略］